

平成 27 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名	U T ホールディングス株式会社
代 表 者	代表取締役社長兼CEO 若山 陽一
コ ー ド 番 号	2146
問 合 わ せ 先	取締役経営基盤部門長 島田 恭介
電 話 番 号	03(5447)1710

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 29 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」について、平成 27 年 6 月 20 日開催予定の当社第 8 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 創業20周年を迎え新たな創業の期と位置づけ、当社グループ全体で一体感を持った経営を目指すため定款第 1 条（商号）を「U T グループ株式会社」に変更するものであります。また本件は附則をもって、その効力発生時期を明確にいたします。
- (2) 取締役および監査役について、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条（取締役等による免除に関する定款の定め）および第427条（責任限定契約）の定めに基づき、定款第28条（取締役の責任免除）、第37条（監査役の責任免除）の規定を新設いたします。また、会社法第329条の定めに基づき定款第32条（補欠監査役の予選の効力）について変更するものであります。
なお、定款第28条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しています）

現行定款	変更案
第 1 章 総則 第 1 条（商号） 当社は、 <u>U T ホールディングス株式会社</u> と称し、英文では、 <u>U T Holdings Co.,Ltd.</u> と表示する。	第 1 章 総則 第 1 条（商号） 当社は、 <u>U T グループ株式会社</u> と称し、英文では、 <u>U T Group Co.,Ltd.</u> と表示する。

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役及び取締役会 第18条～第27条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 第18条～第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第28条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会 第28条～<u>31条</u> (条文省略)</p> <p>(補欠監査役の予選の効力)</p> <p><u>第32条</u> 補欠監査役の予選の効力は、当該選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに<u>関する</u>定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>第33条～<u>第35条</u> (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会 第<u>29条</u>～<u>第32条</u> (現行とおり)</p> <p>(補欠監査役の予選の効力)</p> <p><u>第33条</u> <u>会社法第329条第3項に基づき</u>選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに<u>係る</u>定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>第<u>34条</u>～<u>第36条</u> (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第37条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に</u></p>

	<u>基づく損害の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
--	--------------------------------

現行定款	変更案
第 <u>36</u> 条～第 <u>39</u> 条 (条文省略) (新設)	第 <u>38</u> 条～第 <u>41</u> 条 (現行どおり) <u>附則 第1条(商号)の変更は、平成27年7月1日から実施する。なお、本附則は、第1条の効力発生日経過後削除されるものとする。</u>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成27年6月20日(土曜日)(予定)
定款変更の効力発生日	平成27年6月20日(土曜日)(予定)

本件につきましては、平成27年6月20日開催予定の第8回定時株主総会において「定款一部変更の件」が可決承認されることを条件といたします。

以上